

# 保険医療機関及び保険医療養担当規則 に基づく院内掲示

井上記念病院は、  
健康保険法、国民健康保険法、生活保護法、労災保険法、  
船員保険法、結核予防法、公害医療法、原爆医療法、  
特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、  
救急告示病院の指定を受けている保険医療機関です。

掲示・法05-01(H29.07.01)

当院は、  
厚生労働大臣の定める看護人員配置を行っています。

1日に日勤・夜勤あわせて  
43人の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

■ [急性期一般入院料4]（入院患者様10人に看護職員1人）の届出を行っております。

掲示：法05-02

		看護職員人数	看護補助者人数
6階病棟 (47床)	・日勤： 8時30分～ 16時30分	・平均： 11人	・平均： 3人
	・夜勤： 16時30分～ 8時30分	・平均： 3人	－
8階病棟 (22床)	・日勤： 8時30分～ 16時30分	・平均： 6人	・平均： 1人
	・夜勤： 16時30分～ 8時30分	・平均： 2人	－

■ [地域包括ケア病棟入院料1]（入院患者様13人に看護職員1人）の届出を行っております。

掲示：法05-03

		看護職員人数	看護補助者人数
7階病棟 (51床)	・日勤： 8時30分～ 16時30分	・平均： 10人	・平均： 3人
	・夜勤： 16時30分～ 8時30分	・平均： 3人	－

■ [療養病棟入院基本料1]（入院患者様 20人に看護職員1人 及び 20人に看護補助1人以上）の届出を行っております。

掲示：法05-04

		看護職員人数	看護補助者人数
5階病棟 (51床)	・日勤： 8時30分～ 16時30分	・平均： 6人	・平均： 4人
	・夜勤： 16時30分～ 8時30分	・平均： 2人	・平均： 1人

当院では、  
患者様のご負担による付添い看護は、行っておりません。

当院は、管理栄養士または栄養士の管理のもと、  
適温・適時（夕食は18時以降）の食事療養を提供しております。

■厚生労働大臣の定める食事療養の基準である  
「入院時食事療養費（I）」及び「入院時生活療養費（I）」  
の届出を行っております。

掲示：法05-05（H29.07.01）

当院では、以下の「健康保険給付外」の項目について、  
実費による、ご負担をいただいております。  
また、実費には消費税が課税されます。

- 予防接種（インフルエンザ等）
- 健康診断・人間ドック等の利用料
- 診断書・入院証明書等の文書料
- 特別な療養環境室料
- その他の自由診療費
- 永眠時の清拭料（ご負担額：11,000円）

掲示：法05-06（H29.07.01）

尚、衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した  
「サービス」や「物」についての費用の徴収は行っておりません。

2023年10月1日



井上記念病院